

# 1 Minute News

## 小嶋税務会計事務所

〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

### 海外で働いている社員に退職金を支払った場合の課税関係

**Q** 海外で働いている社員が退職することとなり、退職金を支払う事となりました。この場合、源泉徴収は必要でしょうか？また、日本では退職金については税務上、かなり優遇されていますが、海外勤務で受取った退職金についても同様に優遇を受けられるのでしょうか？

### 解説

海外で働いているときに受け取った退職金については、源泉徴収が必要なケースがあります。**選択課税の適用**を受ければ、税務上の優遇を受ける事が出来ます。

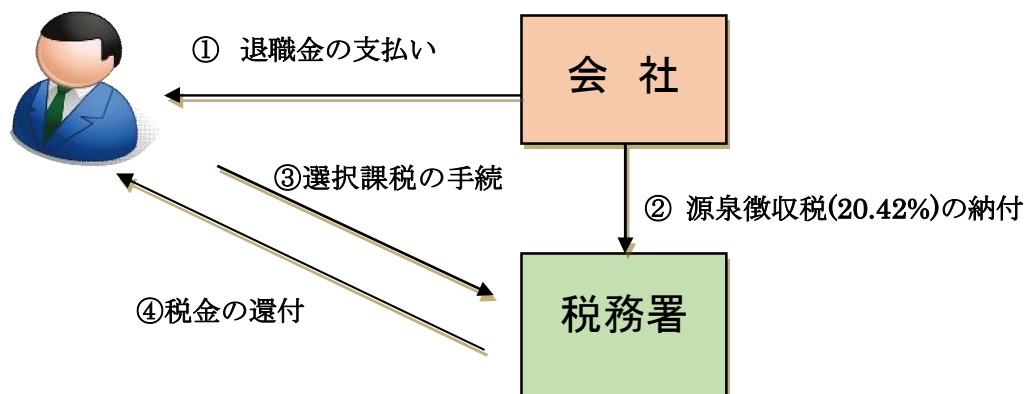
#### 1. 海外勤務時に支払った退職金の課税関係

海外勤務時に退職金を支払った場合は、その退職金を**国内勤務分と海外勤務分に区分し**、国内勤務分については**20.42%の源泉徴収**をします。(海外勤務分は日本では課税されません)

#### 2. 選択課税の適用

退職金を受け取ったのがたまたま海外勤務時であった場合、高い所得税の負担を強いられてしまい、国内勤務者に比べ不利となってしまいます。そこで、**納税者の選択により日本に勤務していたとみなして、確定申告書を提出し、退職金に対する優遇を受けられる制度があります。これを、「選択課税の適用」といいます。**退職金を受け取ってから**5年以内**であれば還付申告を行う事が出来ます。

#### 3. 選択課税の適用の流れ



### 要するに…

海外勤務時に退職金の支払いを受けると、多額の税負担を強いられることがあります。退職金受け取り時の勤務地によって税負担の差がないように**選択課税の適用の制度**が設けられています。